

# 使用済み家電4品目を 正しく処理しましょう

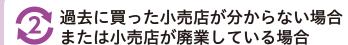
使用済みになった家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類 乾燥機)は、有用な資源が含まれているため、家電リサイクル法でリサイクル することが義務付けられています。限りある資源を有効活用するために、正し く処理しましょう。

#### 家電4品目の処理方法

次の3つのいずれかの方法で処理しましょう。

🦳 買い換えの場合 または 過去に買った店が分かる場合

小売店などに引き 取りを依頼してくだ さい。



市の許可を得た家電4品目の 収集運搬業者に引き取りを依頼 してください。



㈱鈴友(鈴鹿市許可業者) €382-1155 昼 382-4872

## 指定引取場所に自分で持ち込む場合

メーカーおよびサイズ を確認する。

※テレビの場合はインチ数、冷蔵 庫の場合はリットル数を確認する。

リサイクル料金を調べる 際に必要な情報です。

郵便局(貯金窓口)でリサ イクル料金を振り込み、家電 リサイクル券を受け取る。



発行された家電リサイク ル券(シール)を家電4品目 に貼り付け、指定引取場所 へ搬入する。



所などは(一財)家電製 品協会ウェブサイトで 🖁 確認できます。



#### リサイクル料金を調べる

家電4品目を処理する際は、収集運搬料金とリサイクル料金を

廃棄する方が負担する必要があります。収集運搬料金については引き取り業者、リサイクル料金 については(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

※3の場合、収集運搬料金は不要ですが、別途振り込み手数料がかかります。

-財)家電製品協会家電リサイクル券センター

€ 0120-319-640(月~土曜日(祝日を除く)9時~18時) ♠ https://www.rkc.aeha.or.jp

## 違法な不用品回収業者に引き渡さないでください

市の許可を得ずに家電4品目を回収している違法な業者を利用しないでください。 違法な不用品回収業者に引き渡すと適正に処理されるか確認できないため、不法 投棄や有害物質の流出につながる可能性がありますので、環境を守るために、正しい ごみの出し方にご協力ください。

